

4 農業集落

【解説】

ここには、「農林業センサス農山村地域調査」結果を収録した。

1 調査の概要（2015年農林業センサス農山村地域調査）

(1) 調査対象

調査は市区町村調査と農業集落調査とがあり、①市区町村調査はすべての市区町村を、②農業集落調査は全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落を、それぞれ対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点）に含まれる農業集落（259集落）については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

(2) 調査期日

平成27年2月1日現在

(3) 調査方法

①市区町村調査は、農林水産省－地方統計組織の実施系統で、調査対象に対して調査票を往復郵送又はオンラインにより配布・回収する自計申告調査で実施し、②農業集落調査は農林水産省－地方統計組織－調査員の実施系統により、調査員が調査対象に対して調査票を配布・回収する自計申告又は面接の方法で実施した。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

農業集落	市区町村の区域の一部において、農業上形成される地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。
D I D (人口集中地区)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約4,000人/㎢以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。(D I D=Densely Inhabited District)
農業地域類型	短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類したものである。 具体的には、市町村及び旧市区町村をD I D面積、人口密度、宅地、耕地及び林野の割合に着目し、以下の基準に基づいて分類した統計上の区分の一つである。
都市的地域	(ア) 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 (イ) 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	(ア) 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 (イ) 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。
中間農業地域	(ア) 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 (イ) 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。